

# 特記仕様書

## (明石市立市民会館屋上防水修繕業務)

### 1 修繕概要

修繕名称 明石市立市民会館屋上防水修繕業務  
場 所 明石市中崎1丁目3番1号  
期 間 契約の翌日から、令和8年8月31日まで  
概 要 市民会館の屋上において、高反射塩ビシート防水施工やウレタン塗膜防水の塗布等の防水修繕を実施するもの。

### 2 支払条件

完成後、一括支払い

### 3 特記事項

- (1) 受注者は、修繕にあたり、既存設備の仕様を事前調査し、要求性能を確保できるように施工方法や内容を十分に確認すること。また、施設の行事や安全対策等に十分配慮し、施工を行うこと。
- (2) 施工にあたり、市民会館指定管理者から館内設備や開催行事などのヒアリングを十分に行い、必要な調整を行うこと。また、施設や利用者に支障、迷惑をかけないように注意すること。
- (3) 修繕担当技術者は、修繕期間中、できる限り変更しないこと。やむを得ず、変更する場合は、速やかに本市担当者に報告し、十分な引継ぎを行い、業務に支障がないようにすること。
- (4) 万一、事故や苦情が発生した場合には、速やかに対応するとともに、対応内容を記録し、本市担当係員に報告すること。
- (5) 修繕着手前に敷地内外(敷地内の既存建物、近接建物、道路等の構造物など)の写真撮影を行い、修繕完成時に現状復旧が行われているか確認すること。
- (6) 修繕期間中は、資材の搬入・搬出時等において、必要に応じて交通誘導員を配置して、通行人の安全を確保すること。
- (7) 作業工程、仮設計画等の作成及び修繕作業にあたっては、関係部局と十分に事前打ち合わせを行い、施設の運営に支障が生じないように配慮すること。
- (8) 万一、施工中に、会館利用者等及び施設・設備等に負傷・損傷等の損害を与えた場合、受注者の責任と負担において対応すること。
- (9) 原則、日曜日、祝日及び夜間は作業を行わないこと。また、ホール利用時間は、音や振動が伴う作業を行わないこと。資材揚重は原則、月曜日(休館日・作業可)に行うこと。いずれも、市民会館指定管理者と必要な調整を十分に行うこととする。
- (10) 敷地内は、全面禁煙とする。
- (11) 本修繕を施工するにあたって、必要な用水・電力は施設より支給するものとする。

### 4 修繕内容

- (1) 修繕範囲  
別添図面による

## (2) 現状・改修工法

### 【屋上①：塔屋】

- 既存防水仕様（現状）
  - ・平場：塩ビシート防水機械固定工法
  - ・立上り：塩ビシート防水接着工法
  - ・パラペット笠木（塗装仕上げアルミ笠木かぶせ）
- 改修仕様
  - ・既存押え金物撤去、既存防水層撤去（立上り部）、既存ドレン撤去
  - ・樹脂モルタル成形補修（パラペット欠損部）
  - ・樹脂セメントペースト塗布（立上り及びパラペット）
  - ・平場：高反射塩ビシート防水 機械固定工法 官公庁仕様 S-M2
    - ※田島ルーフィング VT-C815 工法(高反射シート厚 1.5mm)と同等とする
    - ※ケレン・清掃、既存防水存置
  - ・立上り：高反射塩ビシート防水 接着工法 官公庁仕様 S-F2
    - ※田島ルーフィング VT-C915 工法(高反射シート厚 1.5mm)と同等とする
    - ※既存防水撤去・素地調整
  - ・パラペット：ウレタン系塗膜防水 官公庁仕様 X-2
    - ※田島ルーフィングオルタックエース X-2 工法と同等とする
    - ※アルミ笠木脱着、素地調整
  - ・その他、アルミ押え金物取付（立上り端末、シーリング共）、改修用ドレン取付

※1 アルミ笠木脱着不可の場所あり（別添図面のとおりに）

※2 既存防水が塩ビシート機械固定工法で施工されているため、UP プレートは重ねて取付け、UP ディスクは位置をずらして取付けする。施工前、ディスク割付図を作成し、提出すること

### 【屋上②：塔屋の溝部分】

- 既存防水仕様（現状）
  - ・平場：塩ビシート防水機械固定工法
  - ・立上り：塩ビシート防水接着工法
  - ・パラペット笠木（塗装仕上げ）
- 改修仕様
  - ・既存押え金物撤去、既存防水層撤去（立上り部）、既存ドレン撤去
  - ・樹脂セメントペースト塗布（立上り及びパラペット）
  - ・平場：高反射塩ビシート防水 機械固定工法 官公庁仕様 S-M2
    - ※田島ルーフィング VT-C815 工法(高反射シート厚 1.5mm)と同等とする
    - ※ケレン・清掃、既存防水存置
  - ・立上り：高反射塩ビシート防水 接着工法 官公庁仕様 S-F2
    - ※田島ルーフィング VT-C915 工法(高反射シート厚 1.5mm)と同等とする
    - ※既存防水撤去・素地調整

- ・パラペット:ウレタン系塗膜防水 官公庁仕様 X-2
  - ※田島ルーフィングオルタックエース X-2 工法と同等とする
  - ※素地調整
- ・その他、アルミ押え金物取付（立上り端末、シーリング共）、改修用ドレン取付

※1 既存防水が塩ビシート機械固定工法で施工されているため、UP プレートは重ねて取付け、UP ディスクは位置をずらして取付けする。施工前、ディスク割付図を作成し、提出すること

#### 【屋上③：大ホール3階セットバック】

- 既存防水仕様（現状）
  - ・平場：塩ビシート防水機械固定工法
  - ・立上り：塩ビシート防水接着工法
  - ・パラペット笠木（塗装仕上げアルミ笠木かぶせ）
- 改修仕様
  - ・既存押え金物撤去、既存防水層撤去（立上り部）、既存ドレン撤去
  - ・樹脂モルタル成形補修（パラペット欠損部）
  - ・樹脂セメントペースト塗布（立上り及びパラペット）
  - ・平場：高反射塩ビシート防水 機械固定工法 官公庁仕様 S-M2
    - ※田島ルーフィング VT-C815 工法(高反射シート厚 1.5mm)と同等とする
    - ※ケレン・清掃、既存防水存置
  - ・立上り：高反射塩ビシート防水 接着工法 官公庁仕様 S-F2
    - ※田島ルーフィング VT-C915 工法(高反射シート厚 1.5mm)と同等とする
    - ※既存防水撤去・素地調整
  - ・パラペット:ウレタン系塗膜防水 官公庁仕様 X-2
    - ※田島ルーフィングオルタックエース X-2 工法と同等とする
    - ※アルミ笠木脱着、素地調整
  - ・その他、アルミ押え金物取付（立上り端末、シーリング共）、改修用ドレン取付

※1 既存防水が塩ビシート機械固定工法で施工されているため、UP プレートは重ねて取付け、UP ディスクは位置をずらして取付けする。施工前、ディスク割付図を作成し、提出すること

#### 【屋上④：大ホール2階楽屋】

- 既存防水仕様（現状）
  - ・平場：塩ビシート防水機械固定工法
  - ・立上り：塩ビシート防水接着工法
  - ・パラペット笠木（塗装仕上げアルミ笠木かぶせ）
- 改修仕様
  - ・既存押え金物撤去、既存防水層撤去（立上り部）、既存ドレン撤去
  - ・樹脂モルタル成形補修（パラペット欠損部）
  - ・樹脂セメントペースト塗布（立上り及びパラペット）
  - ・平場：高反射塩ビシート防水 機械固定工法 官公庁仕様 S-M2

- ※田島ルーフィング VT-C815 工法(高反射シート厚 1.5mm)と同等とする
  - ※ケレン・清掃、既存防水存置
  - ・立上り：高反射塩ビシート防水 接着工法 官公庁仕様 S-F2
    - ※田島ルーフィング VT-C915 工法(高反射シート厚 1.5mm)と同等とする
    - ※既存防水撤去・素地調整
  - ・パラペット：ウレタン系塗膜防水 官公庁仕様 X-2
    - ※田島ルーフィングオルタックエース X-2 工法と同等とする
    - ※アルミ笠木脱着、素地調整
  - ・その他、アルミ押え金物取付（立上り端末、シーリング共）、改修用ドレン取付、配管基礎ジャッキアップ（シート増貼り共）、室外機一時移設復旧（1カ所）。その他小型室外機はジャッキアップ程度
- ※1 既存防水が塩ビシート機械固定工法で施工されているため、UP プレートは重ねて取付け、UP ディスクは位置をずらして取付けする。施工前、ディスク割付図を作成し、提出すること
- ※2 壁面側アルミ笠木を脱着した結果、再利用不可である場合は、ウレタン塗膜防水露出とする

#### 【屋上⑤：機械室出入口】

- 既存防水仕様（現状）
  - ・平場：ウレタン塗膜防水密着工法
  - ・立上り：ウレタン塗膜防水密着工法
  - ・パラペット笠木：ウレタン塗膜防水密着工法
  - ・庇：ウレタン塗膜防水密着工法
- 改修仕様
  - ・既存ドレン撤去
  - ・平場：高反射塩ビシート防水 機械固定工法 官公庁仕様 S-M2
    - ※田島ルーフィング VT-C815 工法(高反射シート厚 1.5mm)と同等とする
    - ※ケレン・清掃、既存防水存置
  - ・立上り：高反射塩ビシート防水 接着工法 官公庁仕様 S-F2
    - ※田島ルーフィング VT・C915 工法(高反射シート厚 1.5mm)と同等とする
    - ※既存防水存置
  - ・パラペット・庇：ウレタン系塗膜防水（一部複合） 官公庁仕様 X-2
    - ※田島ルーフィングオルタックエース X-2 工法と同等とする
  - ・その他、アルミ押え金物取付（立上り端末、シーリング共）、改修用ドレン取付

#### (3) 共通事項

- ・施工に関しては、メーカー仕様に加え、公共建築改修工事標準仕様書に準拠すること。
  - ・既存防水種別や下地の状況により不具合がある場合は、適切な提案を行うこと。
  - ・防水保証は 10 年保証とし、3 者連名（受注者・防水施工者・メーカー）の保証書を 1 部提出すること。
  - ・施工標識を施工箇所近傍の壁など、確認しやすい所に取り付けること。
- （アクリル板にエッチング文字にて、施工者・メーカー名・防水種別・保証年限などを記載）